

1 子育て支援施策の推進について

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施と多子世帯への負担軽減の拡充について

【提案・要望先】 内閣府・厚生労働省・文部科学省

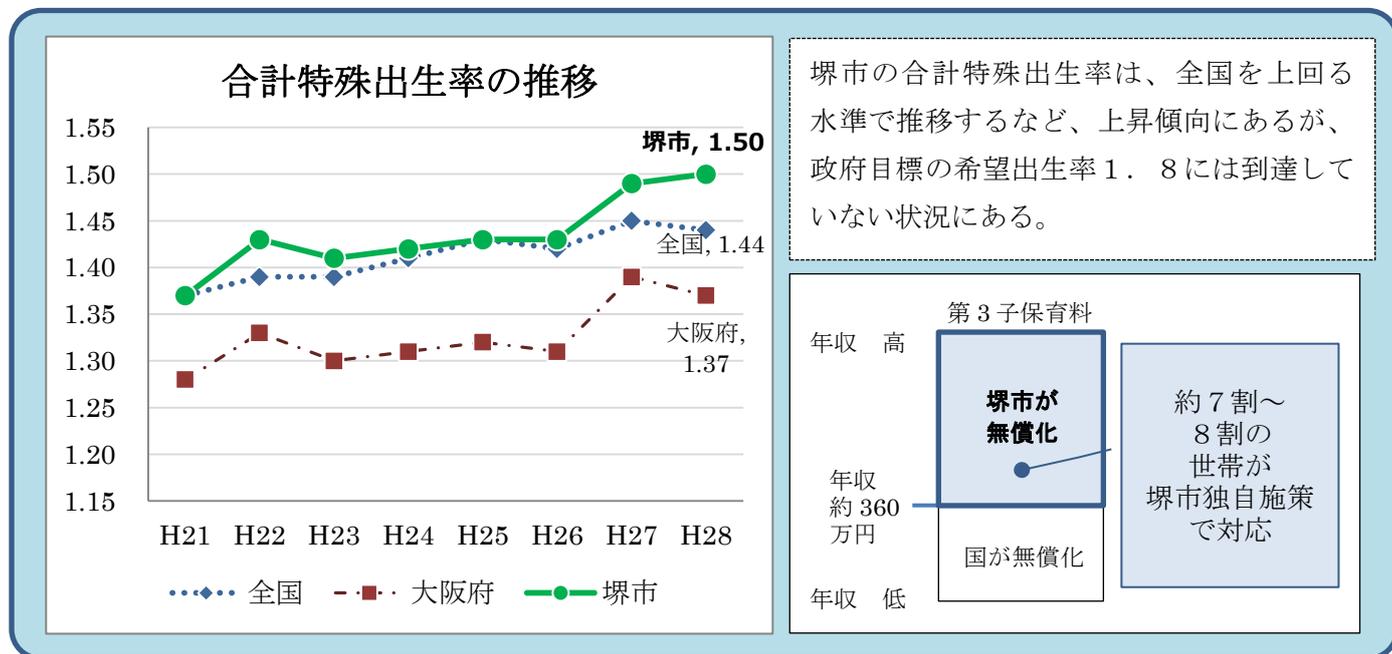
～提案・要望事項～

- 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するとともに、少子化に歯止めをかけるうえからも、幼児教育・保育の無償化及び多子世帯の保育料負担軽減拡充を、国の責任において進めること。

【現状と課題】

- 平成31年度(2019年度)から、国において3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化を進める方針が示されているが、これに要する費用負担が地方自治体に及び、財政を圧迫する懸念がある。
- 国において、平成28年度(2016年度)から、年収360万円未満の世帯に限り、多子軽減の対象となるきょうだいの年齢制限が撤廃され、多子世帯等への経済的負担の軽減が図られたが、対象が限定的である。
- 本市では、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料を無償としており、対象を第2子に拡充して実施している(平成30年度(2018年度)は5歳児を対象)。
- 現状、各自治体が独自に利用者負担額の軽減を行っているが、少子化対策は、国を挙げて集中的に取り組むべき課題である。

◆ 本市における状況



(効果)

特に経済的負担の大きい多子世帯への支援を通じ、理想とする子ども数を実現することができる環境を整えることは、少子化の歯止めにもつながる。

【本件に関する連絡先】

子ども青少年局 幼保推進課長 近藤 芳広 (TEL : 072-228-7173)